



# 平成28年度伊賀ブランド認定申請募集のご案内

募集期間 平成28年7月1日(金)～7月29日(金)

伊賀ブランド推進協議会では、伊賀の風土と暮らしが育み、伊賀の匠の知恵と技が結集した優良な「伊賀産」(伊賀産品)と、その生産または製造等にたずさわる「伊賀者」(事業者等)を伊賀ブランド「IGAMONNO」として認定し、積極的に支援することで販路の拡大を目指します。

## 認定対象

原則として伊賀地域で生産、製造、加工された産品：(1)一次産品(2)加工品(3)工芸品と、その事業者等。

## 申請資格 (次のすべてに該当すること)

- 農業、林業、漁業もしくは製造業やサービスを営む事業者等(個人、法人、団体)で、原則として伊賀地域に主たる事業所を有していること。ただし、一次産品については、個人事業者は申請できません。
- 伊賀市等が賦課徴収する住民税等に滞納が無いこと。
- 生産、製造、加工、販売等について法令等の規定に違反していないこと。
- 責任者、責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されていること。

## 申請方法

認定を希望される方は、事務局へFAXにて資料を請求していただくか、伊賀市ホームページ(<http://www.city.iga.lg.jp>)で詳細を確認・ダウンロードしてください。

「伊賀ブランド認定申請の手引」をよくお読みいただき、申請書類に必要事項を記載のうえ、関係書類を添えて、郵送または持参にて平成28年7月29日(金)17:00までに提出してください。

※今年度の申請は1事業者2品までとします。

## 申請受付窓口 (伊賀ブランド推進協議会事務局)

伊賀市産業振興部 商工労働課  
〒518-0873 伊賀市上野丸之内500  
ハイトピア伊賀2F  
Tel 0595-22-9669 Fax 0595-22-9628

## 認定基準 (詳細は認定要領をご確認ください)

1. コンセプト  
伊賀の風土・自然・歴史・伝統・生活から培われてきたものである。伊賀らしい魅力・価値が感じられる。
2. 独自性  
伊賀ブランドとして独自性がある。  
伊賀ブランドらしい工夫や創意・技がある。
3. 信頼性  
高質で、品質に対する確実な取り組み・法令順守・衛生・製造過程における安心安全の確保がなされている。  
伊賀地域で生産・加工されてる、または主たる原材料が伊賀産である。
4. 市場性  
商品としての魅力がある。  
パッケージ・容器・サイズ・雰囲気等が商品の販売にふさわしいものである。
5. 将来性  
販売実績があり、将来への意欲や構想がある。

## 認定の有効期間

新規認定の場合は、認定した日の属する年度から3年目の3月31日まで。

更新認定の場合は、認定の終了する日の翌日から2年間。

## 認定登録料

認定を受けた事業者の方は、認定登録料を納めていただきます。

- 新規登録 1事業者1認定品につき1万円、2品目から2千円
- 更新登録 1事業者1認定品につき5千円、2品目から1千円

## 認定のメリット

- 伊賀ブランド認定品は、地域の優秀な産品として伊賀市や関係団体が地域内外に積極的なPRやアピールを展開しますので販売拡大ができます。
- 伊賀ブランド認定品は、認定マークをシールやタグまたはパッケージ印刷するなど他産品と差別化できます。また、伊賀ブランド認定品の店としてオリジナルの幟旗が提供されますので店頭・事業所に掲示できます。
- 伊賀ブランドに認定されると、優先的に伊賀市や関係団体が主催する物産展やイベントに出店できます。また、ふるさと応援寄付金返礼品への採用など、伊賀市や関係団体の業務に用いる物品に、優先的に登用されます。
- 伊賀ブランド認定品は、伊賀ブランド推進協議会の公式ホームページやパンフレットに掲載され、優先的に全国に向けてPR・推奨され営業拡大が図れます。自社ホームページとのリンクもできます。
- 伊賀ブランド認定品は、戦略委員会において共に認定品相互の連携ギフトや合同キャンペーン等を企画展開していくことで、伊賀ブランドとして効果的な売上拡大が期待できます。

## 審査方法

認定委員会が、「ひそかに育んだ魅力あふれる伊賀もの 伊賀流逸品」をコンセプトテーマに、(1)コンセプト(2)独自性(3)信頼性(4)市場性(5)将来性 の5つの認定基準に照らして審査を行います。

資料請求書 Fax送信票 0595-22-9628 伊賀市産業振興部商工労働課 行き

フリガナ	フリガナ	フリガナ
事業所名および所属部署(個人の場合は屋号または個人名)	代表者名	担当者名
所在地		
Tel ( ) -	Fax ( ) -	e-mail

\*ご記入いただいた個人情報は、今後の伊賀ブランド推進事業にかかる資料作成や情報提供以外には使用いたしません。

## お問い合わせ窓口：伊賀ブランド推進協議会事務局

伊賀市商工労働課  
〒518-0873 伊賀市上野丸之内500  
ハイトピア伊賀2F Tel 0595-22-9669

上野商工会議所  
〒518-0873 伊賀市上野丸之内500  
ハイトピア伊賀3F Tel 0595-21-0527

伊賀市商工会  
〒519-1412 伊賀市下柘植723-1  
Tel 0595-45-2210